

利用者のために

I 2023 年漁業センサスの概要

1 調査の目的

2023 年漁業センサスは、我が国の漁業の生産構造、就業構造並びに漁村及び水産物流通・加工業等の漁業を取りまく実態を明らかにするとともに、我が国の水産行政の推進に必要な基礎資料を整備することを目的とする。

2 根拠法規

2023 年漁業センサスは、統計法（平成 19 年法律第 53 号）、統計法施行令（平成 20 年政令第 334 号）、漁業センサス規則（昭和 38 年農林省令第 39 号）及び平成 15 年 5 月 20 日農林水産省告示第 776 号（漁業センサス規則第 5 条第 2 項第 1 号の農林水産大臣が定める湖沼等を定める件）に基づき基幹統計調査として実施した。

3 調査体系

調査の種類		調査の系統
海面漁業調査	漁業経営体調査	農林水産省－都道府県－市区町村 －統計調査員－調査対象
	海面漁業地域調査	農林水産省－民間事業者－調査対象
内水面漁業調査	内水面漁業経営体調査	農林水産省－地方組織－（統計調査員） －調査対象
	内水面漁業地域調査	農林水産省－民間事業者－調査対象
流通加工調査	魚市場調査	農林水産省－民間事業者－調査対象
	冷凍・冷蔵、水産加工場調査	農林水産省－地方組織－（統計調査員） －調査対象

4 調査の対象

(1) 海面漁業調査

ア 漁業経営体調査

海面（サロマ湖、能取湖、風蓮湖、温根沼、厚岸湖、加茂湖、浜名湖及び中海を含む。）に沿う市区町村及び漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 138 条第 5 項の規定により農林水産大臣が指定した市区町村の区域内にある海面漁業に係る漁業経営体並びにこれらの市区町村の区域外にある海面漁業に係る漁業経営体であって農林水産大臣が必要と認めるもの。

イ 海面漁業地域調査

沿岸地区の漁業協同組合（水産業協同組合法（昭和 23 年法律第 242 号）（以下「水協法」という。）第 2 条に規定する漁業協同組合（水協法第 18 条第 2 項の内水面組合（以下同じ。）を除く。）をいう。）。

(2) 内水面漁業調査

ア 内水面漁業経営体調査

共同漁業権の存する天然の湖沼その他の湖沼で農林水産大臣が定めるものにおいて、水産動植物の採捕の事業を営む内水面漁業に係る漁業経営体及び内水面において養殖の事業を営む漁業経営体。

イ 内水面漁業地域調査

水協法第 18 条第 2 項に規定する内水面組合。

(3) 流通加工調査

ア 魚市場調査

漁船により水産物の直接水揚げがあった魚市場及び漁船の直接水揚げがなくても、陸送により生産地から水産物の搬入を受けて、第 1 次段階の取引を行った魚市場。

イ 冷凍・冷蔵、水産加工場調査

陸上において主機 7.5kW（10 馬力）以上の冷蔵・冷凍施設を有し、水産物（のり冷凍網を除く。）を凍結し、又は低温で貯蔵した事業所（冷凍・冷蔵工場）及び販売を目的として水産動植物を他から購入して加工製造を行った事業所及び原料が自家生産物であっても加工製造するための作業所又は工場と認められるものを有し、その製造活動に専従の従事者を使用し加工製造を行った事業所（水産加工場）。

5 抽出方法

(1) 海面漁業調査

令和 5 年の 11 月 1 日現在の海面漁業に係る全ての漁業経営体及び漁業協同組合。

(2) 内水面漁業調査

令和 5 年の 11 月 1 日現在の内水面漁業に係る全ての漁業経営体及び内水面組合。

(3) 流通加工調査

令和 6 年の 1 月 1 日現在の全ての魚市場並びに水産加工業及び冷凍・冷蔵施設を営む事業所。

6 調査事項

(1) 海面漁業調査

ア 漁業経営体調査

(ア) 漁業種類、使用漁船、養殖施設その他漁業経営体の経営状況

(イ) 個人経営体の世帯の状態及び世帯員の漁業就業日数その他の就業状況

イ 海面漁業地域調査

(ア) 資源管理・漁場改善の取組

(イ) 会合・集会等の開催状況

(ウ) 活性化の取組

(2) 内水面漁業調査

ア 内水面漁業経営体調査

(ア) 漁業種類、使用漁船、養殖施設その他漁業経営体の経営状況

(イ) 個人経営体の世帯の状態及び世帯員の就業状況

イ 内水面漁業地域調査

- (ア) 組合員数
- (イ) 漁場環境
- (ウ) 遊漁の状況
- (エ) 活性化の取組

(3) 流通加工調査

ア 魚市場調査

- (ア) 魚市場の施設及び取扱高
 - (イ) その他魚市場の現況を把握するために必要な事項
- #### イ 冷凍・冷蔵、水産加工場調査
- (ア) 事業内容
 - (イ) 従業者数
 - (ウ) その他冷凍・冷蔵、水産加工場の現況を把握するために必要な事項

7 調査期日

ア 海面漁業調査、内水面漁業調査

令和5年11月1日現在（一部の項目については、過去1年間（令和4年11月1日から令和5年10月31日）の実績）

イ 流通加工調査

令和6年1月1日現在（一部の項目については、令和5年11月1日現在又は過去1年間（令和5年1月1日から令和5年12月31日）の実績）

8 調査方法

(1) 海面漁業調査漁業経営体調査

統計調査員が調査対象に対し調査票を配布・回収する自計調査（被調査者が自ら回答を調査票に記入する方法）の方法により行った。

なお、調査対象の協力が得られる場合は、オンラインにより調査票を回収する方法も可能とした。

また、調査対象から面接聞き取りによる調査（他計調査）の申出があった場合には、統計調査員による調査対象に対する面接調査の方法をとった。

(2) 海面漁業調査海面漁業地域調査、内水面漁業調査内水面漁業地域調査及び流通加工調査魚市場調査

民間事業者が調査対象に対し調査票を郵送により配布し、郵送又はオンラインにより回収する自計調査の方法により行った。

なお、郵送又はオンラインにより回収できない場合は、民間事業者の調査員が回収する方法により行った。

(3) 内水面漁業調査内水面漁業経営体調査及び流通加工調査冷凍・冷蔵、水産加工場調査

農林水産省が調査対象に対し調査票を郵送により配布し、地方組織が郵送又はオンラインにより回収する自計調査の方法により行った。

なお、郵送又はオンラインにより回収できない場合は、統計調査員又は職員が回収する方法により行った。

9 集計方法

(1) 集計の実施系統

本調査の集計は、農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室において行った。

(2) 集計方法

本調査は全数調査であることから、集計は有効回答となった調査票の単純積み上げにより行った。

なお、未記入の回答必須項目がある一部の調査票のうち、

① 当該調査票の回答が得られた項目を基に補完することが可能な項目

② ①以外の項目であっても、選択式の項目であり、特定の選択肢に当てはめて補完することにより他の調査項目との不整合が生じない項目

に限り、必要な補完を行った上で、有効回答となった調査票も集計対象とした。

有効回答数については以下のとおり。

単位：調査票

区分	調査票配布数	有効回答数
海面漁業調査		
漁業経営体調査	67,067	65,662
海面漁業地域調査	2,134	2,134
内水面漁業調査		
内水面漁業経営体調査	4,178	4,076
内水面漁業地域調査	1,053	1,052
流通加工調査		
魚市場調査	759	759
冷凍・冷蔵、水産加工場調査	7,989	7,325

注：1 「調査票配布数」とは、2018年漁業センサス客体名簿を基に、行政記録情報の活用及び地方自治体、漁協等の関係機関からの聞き取り等による補正や、調査員調査における調査員の判定の結果、調査票の配布対象となった調査対象に配布した調査票の数である。

2 「有効回答数」とは、「調査票配布数」のうち、適正に回答された調査票が回収できた数及び回答必須項目に一部未記入が残る調査票であって、必要な補完を行った結果、回答必須項目の未記入が全て解消された調査票の数である。

10 目標精度

本調査は全数調査のため、目標精度は設定していない。

II 用語等の解説

流通加工調査（魚市場調査）

調査期日	令和6年1月1日
魚市場	調査期日前1年間に漁船による水産物の直接水揚げがあった市場及び漁船による直接水揚げがなくても、陸送により生産地から水産物の搬入を受けて、第1次段階の取引を行った市場をいう。
売場面積	水揚げ又は搬入された漁獲物を卸売りするために使用できる売場の最大面積をいう。
水産物の品質・衛生管理機器	
海水殺菌装置	海水の殺菌・滅菌を目的とした装置。
砕氷・製氷機	魚市場内で使用する氷がけ等の氷を製造するための装置。 なお、出荷用保冷車や漁船の船艙に積むための氷のみを製造する目的の装置は含まない。
脱臭装置、排ガス処理装置	建物内の空気の清浄を目的とした装置。
水産加工機器	フィレマシーン、包装機などの水産物の一次加工、パック作業等を自動で行うための装置。
その他	機器類を衛生的に洗浄するためのオゾン水製造器など上記以外で、水産物の品質・衛生等の管理を目的として設置されている機器。
水産物卸売業者	水産物を出荷者から販売委託又は買い受けて卸売りする業務を行った業者をいう。
水産物買受人	水産物卸売業者から買い受ける仲卸業者及び売買参加者をいう。
産地出荷業者	水産物卸売業者から水産物を買って、他の卸売市場へ出荷する業者をいう。
加工業者	水産物卸売業者から買い受けた水産物を原料として、加工品を生産する業者をいう。
その他	上記以外の水産物買受人をいう。

Ⅲ 利用上の注意

1 表章記号

統計表中に使用した記号は以下のとおりである。

「—」： 事実のないもの

「x」： 個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないもの

2 消費税の取り扱い

公表資料にある年間取扱金額には、消費税を含んでいる。

3 ホームページ掲載案内

各種農林水産統計調査結果は、農林水産省ホームページ中の統計情報で御覧いただけます。

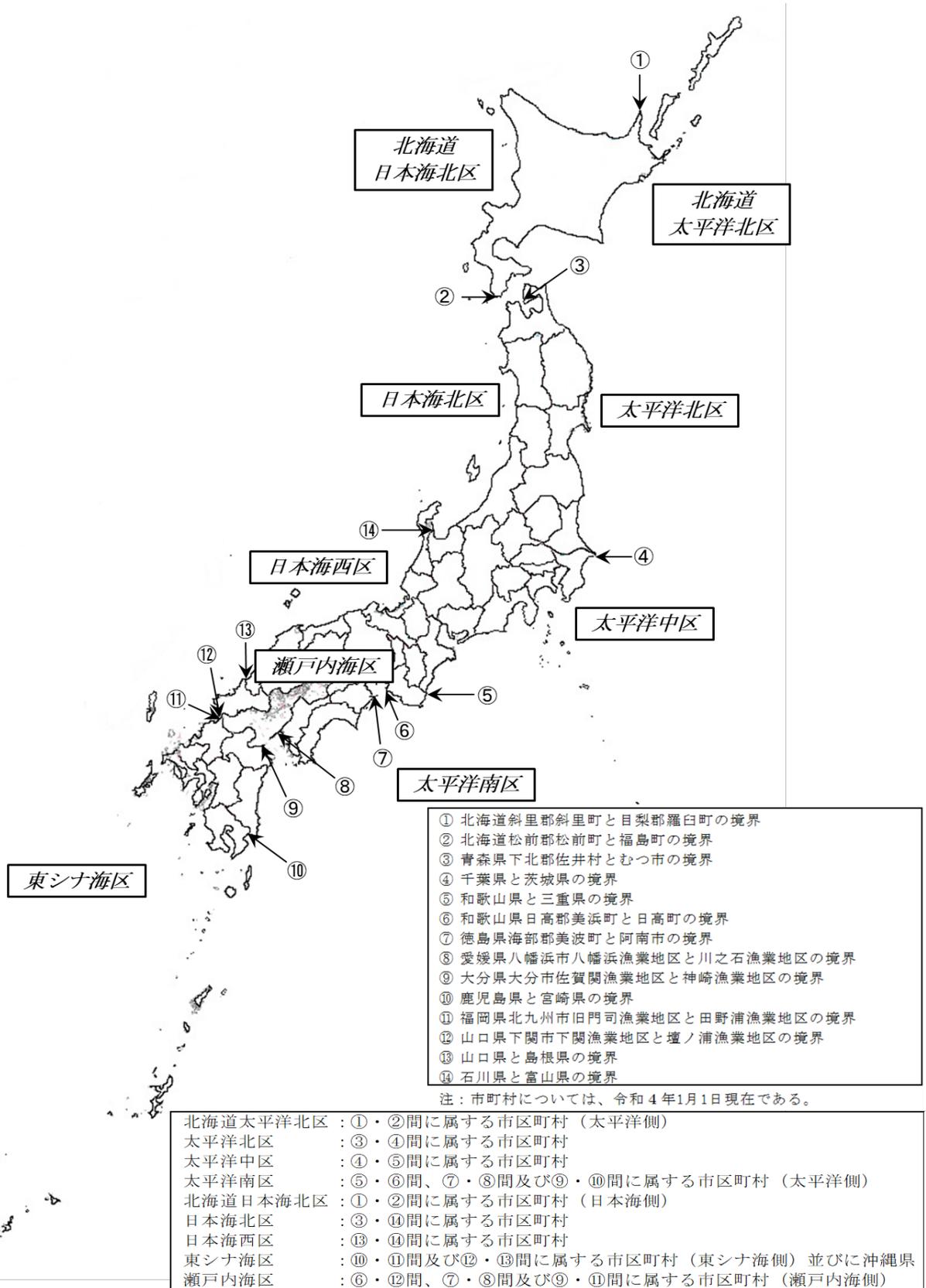
【 <https://www.maff.go.jp/j/tokei/> 】

この結果は、分野別分類「水産業」の「漁業センサス」で御覧いただけます。

なお、統計データ等に訂正があった場合には、ホームページに正誤情報を掲載します。

【 <https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/gyocen/> 】

4 大海区区分図



IV お問い合わせ先

農林水産省 大臣官房統計部 経営・構造統計課センサス統計室 漁業センサス統計班

電話：（代表）03-3502-8111 内線3660

（直通）03-3502-8467

※ 当調査に関する御意見・御要望は、上記問い合わせ先のほか、農林水産省ホームページでも受け付けております。

【 <https://www.contactus.maff.go.jp/j/form/tokei/kikaku/160815.html> 】